（証人等の旅費）

第三条　法第三条第四項の規定によって旅行する証人等に支給する旅費は、次の区分による旅費とする。

一　証人、鑑定人、参考人、通訳その他これらに類する者の旅行の場合には、行政職俸給表㈠による一級の職員の出張の例に準じて計算した旅費

二　前号に規定する者以外の者の旅行の場合には、用務の内容、支給を受ける者の学識経験及び社会的地位等を考慮して、旅行命令権者が行政職俸給表㈠の適用を受ける者の職務の級に相当すると認める級の職員の出張の例に準じて計算した旅費

三　前各号により難い場合には、令第二十条の規定により、財務大臣と協議の上、内閣総理大臣等又は指定職職員等の出張の例に準じて計算した旅費

（渡航雑費）

第四条　規程第十七条第六号に規定する旅行者の負担とすべきでないものとして主計局長が定める費用は、財務大臣と協議して定める費用のうち、旅行命令権者がその旅行に必要と認める費用とする。

（電磁的記録による旅費の請求手続）

第五条　規程第二十三条に規定する各庁の長が定める方法は、旅費の支給を受けようとする旅行者等の使用に係る電子計算機と支出官等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法とする。

［条を削る。］

［条を削る。］

［条を削る。］

（証人等の旅費）

第四条　法第十五条の規定によって旅行する証人等に支給する旅費は、次の区分による旅費とする。

一　証人、鑑定人、参考人、通訳その他これらに類する者の旅行の場合には、一級の職員の出張の例に準じて計算した旅費

二　前号に規定する者以外の者の旅行の場合には、用務の内容、支給を受ける者の学識経験及び社会的地位等を考慮して、相当すると認める級の職員の出張の例に準じて計算した旅費

［号を加える。］

［条を加える。］

［条を加える。］

第五条　外国に留学する職員に対し、その留学中、国から特別の調査研究を依頼した場合には、法第三条第四項の規定により支度料として三万円を支給することができる。

（内国旅行の航空賃）

第六条　法第十八条に規定する航空賃については、当該旅行における公務の内容及び日程並びに当該旅行に係る旅費総額を勘案して、航空機を利用することが最も経済的な通常の経路及び方法であると旅行命令権者が認める場合には支給することができる。

2　前項の場合には、法第十八条に規定する航空賃については、旅客取扱施設利用料（空港法（昭和三十一年法律第八十号）第十六条第三項（同附則第五条第一項及び関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な措置及び管理に関する法律（平成二十三年法律第五十四号）第三十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定により空港法に定める指定空港機能施設事業者等が国土交通大臣に届け出て徴収するものをいう。以下同じ。）、国内線旅客サービス施設使用料（成田国際空港株式会社が徴収するもの）、旅客施設使用料（中部国際空港株式会社が徴収するもの）及び地方公共団体が管理する空港における同様の料金を含むものとする。

（外国旅行の航空賃）

第六条の二　法第三十四条に規定する航空賃については、旅客取扱施設利用料、国際線旅客サービス施設使用料（成田国際空港株式会社が徴収するもの）旅客施設使用料（中部国際空港株式会社が徴収するもの）、旅客保安サービス料（成田国際空港株式会社及び関西エアポート株式会社が徴収するもの）及び地方公共団体が管理する空港及び海外の空港における同様の料金を含むものとする。